議案第８５号

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削る。

別表第１霧島市立溝辺図書室の項、霧島市立横川図書室の項及び霧島市立牧園図書室の項中「８：30」を「９：00」に改め、同表霧島市立霧島図書室の項中「月・水・金　８：30」を「９：00」に改め、「火・木・土　８：30～20：00」を削り、同表霧島市立福山図書室の項中「８：30」を「９：00」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

図書室利用の実態等に合わせ、霧島市立溝辺図書室、横川図書室、牧園図書室、霧島図書室及び福山図書室の開館時間の見直しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。